

令和2年度



三次市下水道事業会計予算

三 次 市



議案第9号

令和2年度三次市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度三次市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 処理面積     | 1,238 ha                 |
| (2) 年間総処理水量  | 2,747,791 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均処理水量 | 7,500 m <sup>3</sup>     |
| (4) 建設改良費    | 707,398 千円               |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	2,297,027 千円
第1項	営業収益	530,677 千円
第2項	営業外収益	1,766,350 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	2,297,027 千円
第1項	営業費用	2,124,307 千円
第2項	営業外費用	170,220 千円
第3項	特別損失	500 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 550,321 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55,994 千円、当年度分損益勘定留保資金 494,327 千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	1,130,629 千円
第1項	企業債	621,600 千円
第2項	国庫補助金	261,148 千円
第3項	県補助金	1,688 千円
第4項	他会計負担金	178,400 千円
第5項	負担金等	67,793 千円
支		出
第1款	資本的支出	1,680,950 千円
第1項	建設改良費	707,398 千円
第2項	企業債償還金	972,952 千円
第3項	予備費	600 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (千円)
排水設備改造資金に対する利子補給	令和2年度から 令和7年度まで	令和2年度融資 資金に対する利 子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱 金融機関に対する損失補償	令和2年度から 令和7年度まで	各金融機関が貸 し付けた額に対 して受けた損失 額
一般廃棄物処分等委託業務	令和2年度から 令和3年度まで	契約に定める額
産業廃棄物処分等委託業務	令和2年度から 令和3年度まで	契約に定める額
排水設備工事検査等委託業務	令和2年度から 令和3年度まで	契約に定める額
下水道管等埋設敷土地借上料	契約に定める期間	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	226,600 千円	証書借入	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
資本費平準化	395,000 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 117,000 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,037,569 千円である。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

三次市長 福岡 誠志